

大町市総合評価落札方式試行要領

平成20年7月3日告示第54号
改正 平成25年5月28日告示第93号

(趣旨)

第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、大町市事後審査型一般競争入札実施要領に基づく入札のうち、価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 総合評価落札方式の対象となる工事は、事後審査型一般競争入札の案件のうち、大町市業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）が、入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力、社会貢献等（以下「工事成績等」という。）及び入札価格を一体として評価することが妥当としたものとする。

(総合評価の方法)

第3 総合評価落札方式で定める評価は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価点 価格点及び価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点 入札者の工事成績等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記に定める「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4 市長は、次に掲げる事項について、施行令167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定によりあらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 総合評価落札方式による入札案件
- (2) 落札者決定基準
- (3) 落札者の決定

2 学識経験者の意見聴取については、長野県総合評価事業審査会に代行審査を依頼することができる。

(落札者決定基準の決定)

第5 市長は、第4の規定による学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、業者選定委員会の審議を経て、落札決定基準を決定するものとする。

(公告)

第6 市長は、総合評価落札方式を実施するときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）に関すること。
- (3) 価格以外の評価点申請書時、入札時又は落札候補者資格審査時に提出が必要な資料に関すること。
- (4) 価格以外の評価結果の公表に関すること。
- (5) 評価結果に対する疑義照会に関すること。

(価格以外の評価点申請書の提出)

第7 入札参加者は、価格以外の評価点申請書を指定された期間内に提出しなければならない。

- 2 前項の価格以外の評価点申請書を提出しない者は、入札に参加できない。

(価格以外の評価点の決定)

第8 価格以外の評価点は、入札参加者から提出される価格以外の評価点申請書に基づき採点し、決定するものとする。

(価格以外の評価点の公表及び疑義照会)

第9 市長は、第8の規定により決定した価格以外の評価点について、公表するものとする。

- 2 入札者は、前項により公表された日の翌日から2日以内（大町市の休日を定める条例（平成2年条例第15号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に、自らの価格以外の評価点について、文書により疑義の照会をすることができるものとする。

- 3 市長は、前項による疑義の照会があった場合は、文書により回答するものとする。この場合において、価格以外の評価点を修正した場合は、修正内容について公表するものとする。

(落札者の決定方法)

第10 落札者の決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 入札は、価格以外の評価点が集計した後に行う。
- (2) 入札者のうち、入札価格が予定価格以内の入札者を対象に総合評価を行う。
- (3) 低入札価格調査を行う基準となる価格に満たない入札があった場合は、大町市低入札価格調査制度実施要領（平成25年告示第92号）に基づき低入札価格調査を実施した上で総合評価を実施するものとする。
- (4) 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、同点の場合は当該入札者全員について、入札参加資格要件の確認を行い、当該要件を満たしている者が2者以上ある場合は、日時、場所を連絡のうえ、くじにより決定するものとする。この場合において、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。
- (5) 落札候補者が入札公告に示す入札参加資格要件を満たしていることの審査を行

い、審査の結果、当該要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次に総合評価点が高い者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

(契約の解除)

第11 市長は、総合評価に関して提出された資料の虚偽記載等、悪質な行為があったと確認された場合は、契約を解除しなければならない。

(委任)

第12 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年7月3日告示第54号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年5月28日告示第93号）

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

総合評価点算定基準（工事成績等簡易型）

1 趣旨

この算定基準は、総合評価落札方式試行要領に基づき適正な算定を実施するため、工事成績等簡易型の評価について、必要な細目について定める。

2 評価点の設定

点数配分は以下による。

- ① 価格点：90～91.5点
- ② 価格以外の評価点：8.5～10点

3 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

4 価格点の算定方法

- (1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者を除いて算定する。
- (2) 価格点＝配点×最低価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入]

- ※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。
- ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする

5 価格以外の評価点

価格以外の評価点の配点は、以下に示すとおりとする。

工事成績、その他の項目について算定した合計点とする。なお、評価の基準については以下を参考に案件ごとに定めるものとし、評価の基準日は公告日とする。

(1) 企業の技術力

ア 企業の施工能力

① 工事成績（必須）

○県発注工事の平均工事成績評定点を基に算出する。（最大7点）

評価点＝7点×（工事成績点－65）／（最高工事成績点－65）

[小数点以下第2位四捨五入]

- ※1 工事成績点は、入札者の県発注工事の過去3ヵ年の工事成績評定点を単純平均して求める。[小数点以下第3位四捨五入]
- ※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。
- ※3 工事成績点が80点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を80点として計算する。（評価点の計算において、80点を上限とする。）
- ※4 工事成績点が65点の場合及び過去3ヵ年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。
- ※5 工事成績点は、毎年四半期毎（見直し基準日：4/1、7/1、10/1、1/1）に見直したものを適用する。

- ※6 工事成績点は、見直し基準日以降に公告する案件に適用する。
- ※7 工事成績点は、見直し基準日より3ヶ月以前から3ヵ年遡った間に竣工している工事（竣工年月日）の工事成績評定点を対象とする。
- ※8 工事成績点の対象工事は、業種区分に関係なく、長野県が発注した全ての工事を対象とする。
- ※9 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。

② 工事实績（同種・類似工事实績）（選択）

○専門性の高い工事や経験・実績などにより工事情質の確保が可能な工事において同種工事の実績の有無により評価する。

(0.25点)

- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 実績は、過去10年間の公共機関等（CORINSへの登録に関する規約第2条で定義された機関）から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含める事ができるものとする。
- ※3 求める実績の規模、内容等については、その都度決定することとする。
- ※4 工事成績評定点が6.5点未満の同種工事については、実績として認めないものとする。

③ 優良工事（優良工事表彰経歴）（選択）

○本市の優良工事表彰実績のある者を評価する。(0.25点)

- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 実績とする受賞対象工事は、入札案件と同一業種に限る。
- ※3 実績とする期間については、入札参加申請時に提出する「価格以外の評価点申請書」様式に明記するものとする。

イ 配置予定技術者の能力

① 保有資格者（主任技術者の資格）（選択）

○契約時に配置できる技術者（技能者を含む）の資格の有無により評価する。(最大0.5点)

- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 資格は公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格については登録が完了していることが必要)
- ※3 資格名は、案件毎に具体的に明示することとし、複数資格の設定もできるものとする。

② 技術者実績（同種・類似工事の実績）（選択）

○過去10年間に同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての実績により評価する。(最大0.5点)

- ※1 上記の点数を加点する。
- ※2 実績は、過去10年間の公共機関等から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績を含めることができるものとする。

- ※3 求める実績の規模、内容等については、その都度決定するものとする。
- ※4 工事成績評定点が65未満の同種工事については、実績として認めないものとする。

(2) 企業の社会性・地域性

ア 社会貢献

① 環境対策 (必須)

○公告日現在でISO14001の取得実績により評価する。(0.25点)

※1 上記の点数を加点する。

② 労働福祉 (必須)

○障がい者雇用及び労働環境の状況により評価する。(最大1.0点)

1) 労働環境 (最大1.0点)

a 障がい者を常用労働者として、法定雇用障がい者数を上回って雇用している又は法定雇用義務は無いが雇用している場合に評価する。(0.5点)

※1 上記の点数を加点する。

※2 「障がい者の雇用に関する状況報告書」(写し)又は「障がい者雇用状況の申出書」を提出すること。

b 経営事項審査の「労働福祉の状況(W1)」が20点以上の場合に評価する。(0.5点)

※1 上記の点数を加点する。

※2 「労働福祉の状況(W1)」は、公告日の直近に通知された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「通知書」という。)中の「労働福祉の条件」の点数により確認するため、通知書の写しを提出すること。

c 経営事項審査の労働福祉の状況(W1)のうち「雇用保険加入」、「健康保険及び厚生年金保険加入」、「賃金不払い」の項目にマイナス評価がある者(-1.0点)

※1 上記の点数を減点する。

※2 この項目の該当者は、公告日の直近に通知された「通知書」中の「労働福祉の条件」のうち、「雇用保険加入の有無」欄又は、「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄に「無」の表示が、また、「賃金不払件数」欄に「0」以外の表示がある者とする。

イ 地域貢献

① 地域貢献 (必須)

○大町市消防団協力事業所として表示証の交付により評価する。(0.25点)

※1 上記の点数を加点する。